



# 院内がん登録の位置づけ

---

令和3年12月24日 説明資料

国立研究開発法人 国立がん研究センター

がん対策研究所 がん登録センター

院内がん登録室

塚田 庸一郎



## 院内がん登録の位置づけ-1

平成28年1月1日施行

### ➤がん登録等の推進に関する法律第四十四条第一項

専門的ながん医療の提供を行う病院、その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする

平成27年12月15日公布

### ➤院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)

院内がん登録とは、

「**病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、**

当該病院におけるがん患者について、

全国がん登録情報よりも詳細な治療の状況を含む情報を収集し、

院内がん登録データベースに記録し、及び保存すること」



## 院内がん登録の位置づけ-2

平成27年12月15日公布

### ▶ 院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)

院内がん登録データベースの活用により、以下の効果が期待される

1. 病院において、当該病院において診療が行われたがんの罹(り)患、診療、転帰等の情報を適確に把握し、治療の結果等を評価すること及び他の病院における評価と比較することにより、がん医療の質の向上が図られること
2. 国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて、院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うことにより、専門的ながん医療を提供する医療機関の実態把握に資すること
3. 病院や国立がん研究センターにおいて、院内がん情報等を適切に公表することにより、がん患者及びその家族等の医療機関の選択等に資すること
4. 行政において、前号に基づき公表された院内がん情報を活用し、がん対策の企画立案やがん医療の分析及び評価を行うことにより、がん対策の充実が図られること



# 生存率の統計について

	全国がんセンター協議会	院内がん登録	地域がん登録	全国がん登録
調査対象	全国のがん専門診療施設32施設	全国のがん診療連携拠点病院等をはじめとするがん診療病院	全国47都道府県内の全医療施設	全国47都道府県内の全病院及び指定された診療所
集計目的	がん登録集計の先駆的取り組みを研究的に実施	がん診療連携拠点病院等における患者の平均的な予後の提示	国及び都道府県のがん対策への活用	国及び都道府県のがん対策への活用
集計開始対象年	1997年	2007年	1951年(罹患集計)	2016年
最新集計				
3年相対生存率	未集計	2015年 胃がん76.5%(約6万例) (2021年4月公表)	未集計	未集計
5年相対生存率	2011-2013年診断 胃75.4%(約2万3千例)※ 大腸76.8%(約1万6千例)※	2013-14年(2カ年) 胃がん72.4% (約12万例)	2009-2011年診断 胃66.6%(約9万7千例)※ 大腸71.4%(約9万1千例)※ 対象地域(22都道府県)	未集計
10年相対生存率	2005-2008年診断 胃67.3%(約1万9千例)※ 大腸69.7%(約1万2千例)※	2009年 胃がん66.8% (約4万例)	未集計 (都道府県単位ではあり。 例:大阪府)	未集計

※部位別集計